

## 輸血を希望されない患者さんへ

当院は2019年7月より

# “相対的無輸血”の方針となりました

- ① 輸血を希望しない意思を患者さんが示した場合、相対的無輸血方針で対応します。相対的無輸血方針とは、その患者さんの信念や意思を十分に尊重して医療/治療にあたりますが、救命手段として輸血が必須であると判断される場合には輸血を行なうことです。
- ② いかなる状況でも輸血を行わない医療（絶対的無輸血）を前提とした免責証書を提出する申し出があったとしても、これを受け取りません。受け取ったことで、その患者さんの意思を病院が全て了承したとの誤解を与えることを回避するためです。
- ③ この方針を十分にご理解いただけるまで、誠心誠意、情報提供・説明を重ねます。
- ④ 相対的無輸血方針での輸血同意書を提出いただける場合に、当院での医療/治療をお引きうけいたします。
  - (ア) 提出いただけない場合は、転院など次の方針を提案させていただきます。
  - (イ) 提出いただけない場合でも以下のような場合には、相対的無輸血方針で対応します。：患者様が未成年の場合、救急医療の場面、急変があった場合

社会医療法人 誠光会 草津総合病院  
輸血を希望しない患者さんへの説明書  
【輸血に関する説明文】への追加書

2019.7.16

患者さんの「自分のことは自分で決める権利」を尊重することは、「患者さんにとっての最善の医療」を提供するという医療の責務を果たす上でも、重要な事項です。当院では患者さんの意思を全てそのまま受け入れるということではなく、患者さんの健康・生活・生命についての最善を医療者/専門職として提案し、共に探し、提供するという意味だと考えています。

輸血（血液成分製剤輸注等、以下同）は、「輸血に関する説明文」の記載とおり、救命や急変の場面では不可欠な治療法の1つです。侵襲性が高い（身体への危険が大きい）検査や手術などにおいても、可能性が十分にあり準備を前提としています。さらに、リスクが比較的高くない処置や検査などの治療においても、特に高齢者さん、合併症や基礎疾患をもつ患者さんにとっては急変の可能性はあり、輸血療法の必要性は否定できません。そして、このような輸血が不可欠だと医師が判断する状況下でも実施しないことは、死に至る可能性が高くなることを意味します。

そして当院では輸血が不可欠である場合にも実施しないことは、医療従事者としての責務放棄にもなりうると考えています。救える患者さんとその生命を失うということは、その危険性を高めるということ、患者さんにとっての最善の医療を提供しているとは言えないと考えています。

① 輸血を希望しない意思を患者さんが示した場合、相対的無輸血方針で対応します。  
相対的無輸血方針とは、その患者さんの信念や意思を十分に尊重して医療/治療にあたりますが、救命手段として輸血が必須であると判断される場合には輸血を行なうことです。

② いかなる状況でも輸血を行わない医療（絶対的無輸血）を前提とした免責証書を提出する申し出があったとしても、これを受け取りません。受け取ったことで、その患者さんの意思を病院が全て了承したとの誤解を与えることを回避するためです。

③ この方針を十分にご理解いただけるまで、誠心誠意、情報提供・説明を重ねます。

④ 相対的無輸血方針での輸血同意書を提出いただける場合に、当院での医療/治療をお引きうけいたします。  
(ア) 提出いただけない場合は、転院など次の方針を提案させていただきます。  
(イ) 提出いただけない場合でも以下のような場合には、相対的無輸血方針で対応します。  
：患者様が未成年の場合、救急医療の場面、急変があった場合

以上

説明：2019年 月 日 担当医 \_\_\_\_\_  
同席者 \_\_\_\_\_

【説明をお聴きいただいたこと】への署名をお願いします（同意の是非ではありません）

ご本人 \_\_\_\_\_  
同席者 \_\_\_\_\_

担当医または医療従事者より、左記の文書を用いて説明をします。この説明書きは当院が相対的無輸血であることをお伝えしたという文書です。説明後に署名をいただきます。

輸血を拒否される免責証明書を受け取ることもできません。ご了承ください。